

第三者賃貸方式による貸付能力等証明書

佐伯市(以下「甲」という。)が令和7年11月18日付けで公告した下記の案件について、当社が納入業者(以下「乙」という。)となった場合、責任をもって第三者である賃貸人(以下「丙」という。)をして貸し付けできることを下記のとおり証明いたします。

記

- 1 件 名 令和7年度 タブレット更新リース(長期継続契約)
- 2 賃貸借契約 賃貸借契約は甲乙丙の間で、甲指定の賃貸借契約書により契約いたします。
- 3 賃貸借契約にかかる債務の履行

賃貸借契約にかかる債務については、乙の責任において甲の賃貸借契約書に定めた条件で 丙に履行させます。また、丙が正当な理由なく賃貸借契約書に定められた債務を履行しない場合 は、乙が債務を履行いたします。

4 賃貸料

- (1) 乙が落札した賃貸料で、丙から甲へ賃貸いたします。
- (2) この契約により生じる賃貸料の請求は丙が行いますので、甲から丙に支払いをお願いします。